

## 厚木都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（案）について

### 1 都市計画変更の理由

本市における都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）は、昭和39年に「第1号厚木市営廃棄物処理場」を決定し、昭和47年に区域を拡大変更しました。また、昭和58年に「第3号厚木市環境センター」を決定し、平成元年に都市計画区域の分割に伴い、名称（番号）を第2号に変更しましたが、施設建設から約35年が経過し老朽化が進んでいることから、令和元年10月4日に第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設を追加決定し、令和7年12月の供用開始に向け、施設の建設を行ってきたところです。

こうした中、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の整備がおおむね完了し、令和7年12月1日の稼働が確実になったことから、第2号厚木市環境センターを都市計画上存置する必要性が失われたため、第2号厚木市環境センターを廃止するとともに、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の名称を第2号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に変更するものです。

### 2 都市計画手続き等の経緯

- ・第1号厚木市営廃棄物処理場（厚木市資源化センター）
  - 昭和39年9月1日 建設省告示第2545号 当初決定
  - 昭和47年10月9日 厚木市告示第121号 区域を拡大（面積の変更）
- ・第2号厚木市環境センター
  - 昭和58年12月22日 厚木市告示第149号 当初決定
  - 平成元年7月14日 厚木市告示第91号  
海老名市との都市計画区域分離に伴う変更
- ・第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設
  - 令和元年10月4日 厚木市告示第433号 当初決定
  - 令和7年12月1日 稼働予定

### 3 都市計画変更（案）について

#### ○都市計画変更（案）の概要

変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
2	厚木市環境センター	厚木市金田 字新走落、 字新御嶽下 地内	約 2.8ha	処理能力 330t/日
3	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田 字新白鳥、 字新森下、 字新前河内、 字新 地内	約 5.5ha	処理能力 273t/日



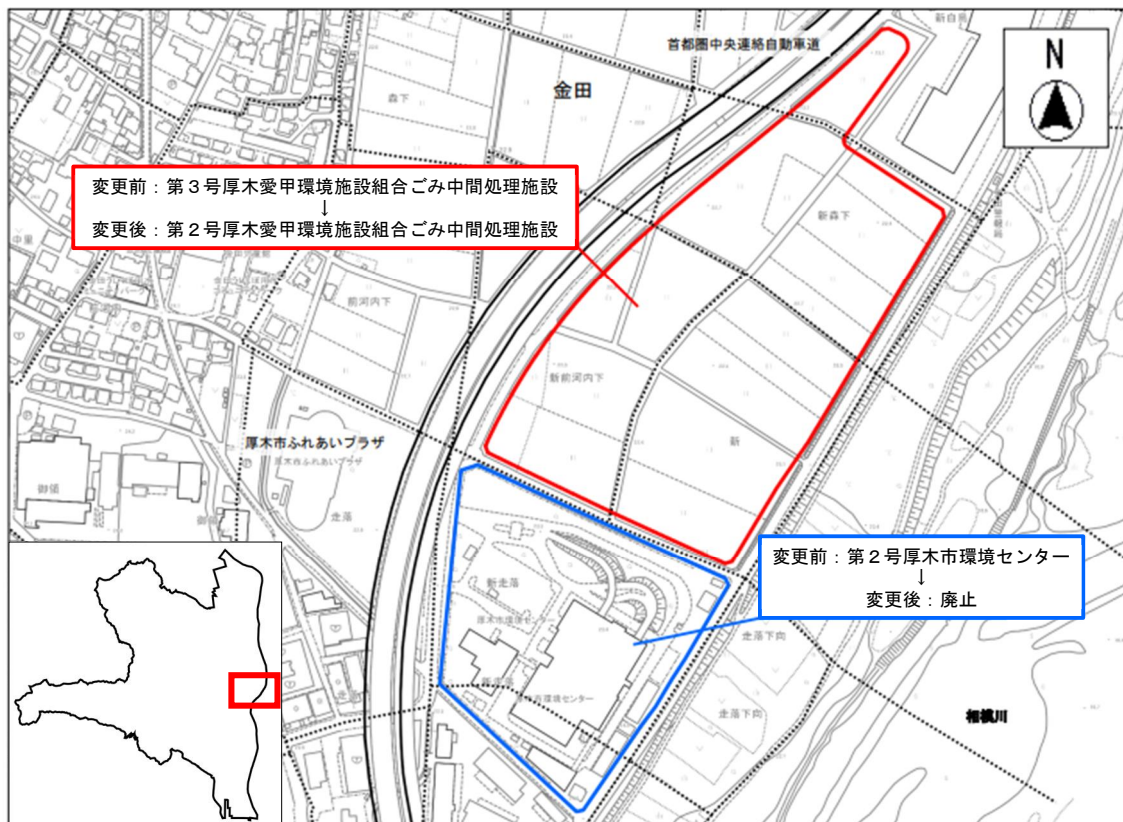
変更後

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	ごみ焼却場名			
2	厚木愛甲環境施設組合 ごみ中間処理施設	厚木市金田 字新白鳥、 字新森下、 字新前河内、 字新 地内	約 5.5ha	処理能力 226t/日

※変更箇所：赤色

※処理能力については、都市計画決定の内容ではありませんが、法定図書の計画書の備考欄に記載されていることから、併せて変更するものです。なお、変更理由は、令和元年度の構成市町村からごみ量の将来推計値の減少が報告されたことによる処理能力の見直しによるものです。

## ○位置図



## 4 これまでの意見書

- ・都市計画変更素案に関する意見書：なし
- ・公述の申出：なし
- ・都市計画変更案の意見書：なし

## 5 これまでの都市計画手続きと今後の予定

